

新津地域学園体育施設 料金変更のお知らせ

日頃より施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

新潟市では、これまで公の施設を利用する方と利用しない方との公平性の観点から、施設を利用する方に適切な金額を負担していただくための検討を行い、このたび、以下のとおり料金を変更することになりましたのでお知らせいたします。

ご負担をおかけいたしますがご理解くださいますようお願い申し上げます。

新料金の適用

令和7年4月1日以降の利用から

個人利用

(弓道場・相撲場)

(1時間につき)

利用者	区分	単位	現料金	新料金
小学生、中学生及び65歳以上の者	普通券	1回	100	130
	回数券	11枚	1,000	1,300
	定期券	1か月	1,000	1,300
		3か月	2,400	3,120
		6か月	3,600	4,680
		12か月	5,200	6,760
上に掲げる者以外の者(未就学児を除く。)	普通券	1回	250	310
	回数券	11枚	2,500	3,100
	定期券	1か月	2,500	3,100
		3か月	6,000	7,440
		6か月	9,000	11,160
		12か月	13,000	16,120

専用利用

(体育館)

(1時間につき)

利用目的		入場料の徴収の有無	現料金	新料金
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	500	610
		入場料を徴収する場合	1,000	1,220
	営利又は営業を目的とする場合	—	6,500	7,930
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,000	2,440
		入場料を徴収する場合	4,000	4,880
	営利又は営業を目的とする場合	—	6,500	7,930

(相撲場)

(1時間につき)

利用目的		入場料の徴収の有無	現料金	新料金
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	500	610
		入場料を徴収する場合	1,000	1,220
	営利又は営業を目的とする場合	—	6,500	7,930

(弓道場)

(1時間につき)

		利用目的	入場料の徴収の有無	現料金	新料金
近的場	スポーツ、 体育及びレ クリエー ションの催 物及び練習 の利用	営利又は営業を目的 としない場合	入場料を徴収 しない場合	800	970
			入場料を徴収 する場合	1,600	1,940
		営利又は営業を目的 とする場合	—	10,400	12,610
遠的場	スポーツ、 体育及びレ クリエー ションの催 物及び練習 の利用	営利又は営業を目的 としない場合	入場料を徴収 しない場合	500	610
			入場料を徴収 する場合	1,000	1,220
		営利又は営業を目的 とする場合	—	6,500	7,930

(庭球場)

(1時間につき)

利用目的		入場料の徴収の有無	現料金	新料金
スポーツ、体育 及びレクリエー ションの催物及 び練習の利用	営利又は営業を目的 としない場合	入場料を徴収 しない場合	800	970
		入場料を徴収 する場合	1,600	1,940
	営利又は営業を目的 とする場合	—	10,400	12,610

附属設備

(1時間につき)

種類	単位	利用区分	現料金	新料金
照明設備 (庭球場)	1面	1時間につき	200	250

問い合わせ先

新潟市秋葉区地域総務課 文化スポーツ担当

0250-25-5671